

賃貸借契約書

貸主 鳥取中央農業協同組合（以下甲という）と借主 語堂正範（以下乙という）との間に末尾記載の物件に関して、次の条項によって賃貸契約を締結する。

第一条 （目的）

甲は末尾記載の賃貸借物件（以下本物件という）を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

第二条 （用途）

乙は本物件を末尾記載の使用目的の通り使用しなければならない。

第三条 （賃貸借期間）

賃貸借契約期間は、2019年9月1日から2020年8月31日までとする。

但し、期間内の解約については甲乙協議の上決定する。

又、契約期間経過後は双方解約の申し出のないかぎり1年間の1年毎の契約更新とする。

第四条 （賃貸借料）

賃貸借料は月額35,000円（消費税別）（電気代・水道代を含む）とし、乙は毎月25日までに甲に支払うものとする。

また、1か月に満たない賃料については、その月の日数で、日割計算するものとする。

第五条 （消費税）

乙は賃料に係る消費税分を、乙において負担することを承諾し、消費税の税率の変更があった場合には、改正税率によるものとする。

第六条 （禁止行為）

乙は本物件を甲の承認なく第三者に転貸しないこと及び造作設備につき、甲に無断で付加・除去又は変更することはできない。

第七条 （物件保全義務等）

乙は善良な管理者としての注意をもって借受物件の維持保全に努めなければならない。

甲は建物、乙は商品の火災保険に加入し、その保障額をもってそれぞれの損害に充てるものとする。

第九条 （本契約の解除）

甲または乙が前条各号に違反する場合、あるいは甲または乙（それらの役職員を含む）が次の各号に該当した場合には、当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとする。

第十条 (免責)

前条の規定に基づき解除をされた甲または乙に損害が生じたとしても、相手方は損害賠償金、補償金その他名目を問わず、当該甲及び乙に対して、なんらの金員も支払う義務を負わないものとする。

第十一条 (中途解除)

甲は、第九条に定める解除以外で正当な理由がある場合は、事前に書面をもって乙に通知することにより本契約を解除することができる。

第十二条 (確約事項)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

第十三条 (協議事項)

この契約に定めのない事項並びに契約事項に疑義を生じたときは、甲乙誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙署名捺印の上各自その一通を保有する。

令和元年 9月 1日

貸付人 (甲)

鳥取県倉吉市越殿町 1409 番地

鳥取中央農業協同組合

代表理事組合長 栗原 隆政



借受人 (乙)

東伯郡琴浦町 上伊勢 118 番地

語堂 正範



賃貸借物件の表示

鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 558-1 番地

東伯支所情報センター2階 事務所一角 37 m²

領 収 書

語堂 正範 様

領収金額 1,400 円

品 名	令和元年度 鳥取県教育関係職員録
数 量	1 冊
単価 (税込)	1,400 円
金 額	1,400 円

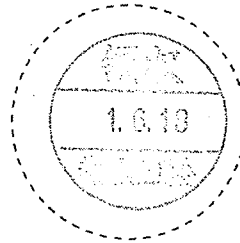
上記のとおり領収しました。

鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県教育委員会事務局内

一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会

領収日付印



領 収 書

令和元年6月18日

語 堂 正 範 様

金 5,000円

内 訳

鳥取県モンゴル中央県親善協会に係る2019年度会費として

上記のとおり領収しました

鳥取県八頭郡八頭町郡家664-3
鳥取県モンゴル中央県親善協会
会 長 河本義永
連絡先 0858-72-0433
(事務局長 井上 芳弘)

「鳥取県モンゴル中央県親善協会」規約

(名称および事務所の所在地)

第1条 この会は「鳥取県モンゴル中央県親善協会」と称し、事務所を鳥取市に置く。

(目的)

第2条 この会は、鳥取県とモンゴル国中央県との相互理解を深め、親善交流を盛んにし、鳥取県とモンゴル国中央県の発展、ひいてはモンゴル国の発展と世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 日本とモンゴル国とは国交樹立以来、交流を推進しており、鳥取県とモンゴル国中央県の一層の関係を密にするよう、諸事業を行うこと。
- 2 鳥取県において、モンゴル国の諸事情を紹介すること。
- 3 鳥取県の諸事情をモンゴル国において紹介すること。
- 4 双方各界の文化・経済・人事等の諸交流を盛んにすること。
- 5 その他、目的を達成するために必要と認める事項。

(会員)

第4条 この会の目的に賛同し、会費を納め、事業に協力する個人および団体とする。

(会費)

第5条 この会の会費は、1口・個人5,000円、団体10,000円を年額とし、1口以上とする。

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置き、任期は2年とし、再任は妨げない。
会長1名、副会長若干名、理事若干名、監事2名、事務局長1名
なお、役員の推薦により顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、その職務に当たる。
副会長は会長を助け、必要あるときに、その職務を代行する。
理事は会の運営に関し意見を述べる。
監事は会務の監査にあたる。
事務局長は日常の会務の処理にあたる。

(総会)

第8条 定期総会は年1回、また臨時総会は必要に応じ開催し、次の事項を協議する。
1) 事業計画及び予算に関すること。
2) 事業報告及び決算に関すること。
3) 規約の改廃に関すること。
4) 役員を選出に関すること。
5) その他総会で必要と認めた事項。
2 総会は、会員の3分の1以上(委任状を含む)の出席を必要とし、協議事項は出席者の2分の1以上の同意を得て決定する。

(役員会)

第9条 役員会は、総会の決定を受け、会の運営を行うため必要があるとき開催する。

(会計年度)

第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項は総会で決定する。

附 則 この規約は、平成10年12月6日から施行する。

3

領収書

語堂 正範 様

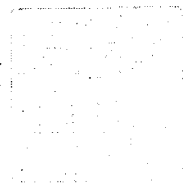
金 10,000円也

但し、令和元年度公益社団法人鳥取県緑化推進委員会
会費として、上記正に領収しました。

令和元年7月19日

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

理事長 藤縄 喜和



④
領収書(振込金受取書)

語堂 正範 様

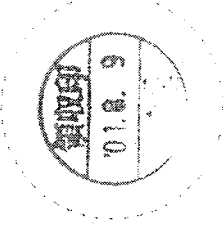
領収金額	¥800-
------	-------

ただし、鳥取県町村職員録代金として

振込期限 令和元年9月30日

振込先
鳥取銀行 鳥取県庁支店
普通預金 No.0008066
鳥取県町村会 会計管理者 岸本 昌司

上記のとおり領収いたしました
領収日付印



9

領 収 証

語堂 正範 様

令和元年8月10日

¥ 1,000 -

但し 令和元年度版 鳥取県職員名簿 代金として

上記の金額正に領収いたしました。

鳥取県東伯耆湯梨浜町はわい長瀬818-1
勝美印刷株式会社鳥取支店
支店長 中 篤 志

TEL (0858)35-4411(代)
FAX (0858)48-5010

⑤

領収書

C No. 067918

語堂 正範

様

令和 年 月 日

金額	8,500	円
----	-------	---

令和 年 月 日

(内消費税

円)

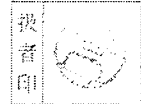
但し 消費税 別

上記金額正に領収致しました

印 収

紙 入

入金明細	
現金	8,500
小切手	
手形	



鳥取中央農業協同組合 (JA鳥取中央)

鳥取中央農業協同組合東伯支所

支所長 語堂 英樹

〒082-0867 鳥取県吉布志郡東郷町 TEL 0858-53-3000

東伯支所 組合員課 TEL 0858-53-1614

ご注意 本領収書に組合印のないもの及び金額を訂正したものは無効と致します

領収書

C No. 067919

語堂 正範

様

令和 年 月 日

金額	8,500	円
----	-------	---

令和 年 月 日

(内消費税

円)

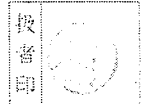
但し 消費税 別

上記金額正に領収致しました

印 収

紙 入

入金明細	
現金	8,500
小切手	
手形	



鳥取中央農業協同組合 (JA鳥取中央)

鳥取中央農業協同組合東伯支所

支所長 語堂 英樹

〒082-0867 鳥取県吉布志郡東郷町 TEL 0858-53-3000

東伯支所 組合員課 TEL 0858-53-1614

ご注意 本領収書に組合印のないもの及び金額を訂正したものは無効と致します

領収書

CNo. 067920 ^⑧

語堂 正範 様

昭和 年 月 日

金額	円	角	分
		5	00

金額(税込) 535.00円

(内消費税 円)

但し 送料 10円分

上記金額正に領収致しました

印 収 紙 入	入金明細		投 者 印
	現金	535.00	
	小切手		
	手形		

鳥取中央農業協同組合 (JA鳥取中央)
鳥取中央農業協同組合東伯支所
支所長 語堂 英樹
〒082 0867 鳥取県倉吉市越殿町1-109 TEL(0858)23-3000
東伯支所 組合員課 TEL 0858-53-1614

郵便番号

TEL 0858-

注意 本領収書に組合印のないもの及び金額を訂正したものは無効と致します

領収書

CNo. 067921 ^⑨

語堂 正範 様

昭和 年 月 日

金額	円	角	分
		5	00

(内消費税 円)

但し 送料 10円分

上記金額正に領収致しました

印 収 紙 入	入金明細		投 者 印
	現金	535.00	
	小切手		
	手形		

鳥取中央農業協同組合 (JA鳥取中央)
鳥取中央農業協同組合東伯支所
支所長 語堂 英樹

〒082 0867 鳥取県倉吉市越殿町1-109 TEL(0858)23-3000

郵便番号

TEL 0858-

53-1614

注意 本領収書に組合印のないもの及び金額を訂正したものは無効と致します

領収書

CNo. 067922 (10)

語堂正範

様

2012年 4月 8日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

(内消費税 円)

但し 振込手数料 引当

上記金額正に領収致しました

印 取 紙 入	入 金 明 細		扱 者 印
	現金	53,800	
	小切手		
	手 形		

鳥取中央農業協同組合 (JA鳥取中央)

鳥取中央農業協同組合東伯支所

支所長 語堂 英樹

〒082-0867 鳥取県倉吉市越後町1406 TEL.0858-23-3000

部署所名 東伯支所 組合員課

TEL. 0858-53-1614

ご注意 本領収書に組合印のないもの及び金額を訂正したものは無効と致します

領収書

CNo. 067923 (11)

語堂正範

様

2012年 4月 8日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

(内消費税 円)

但し 振込手数料 引当

上記金額正に領収致しました

印 取 紙 入	入 金 明 細		扱 者 印
	現金	53,800	
	小切手		
	手 形		

鳥取中央農業協同組合 (JA鳥取中央)

鳥取中央農業協同組合東伯支所

支所長 語堂 英樹

〒082-0867 鳥取県倉吉市越後町1406 TEL.0858-23-3000

部署所名 東伯支所 組合員課

TEL. 0858-53-1614

ご注意 本領収書に組合印のないもの及び金額を訂正したものは無効と致します

領収書

CNo. 067924 12


語堂正範 様

2020年 4月 15日

	¥ 23,320	
--	----------	--

(内消費税 円)

但し 納付金 領収書 3冊分
上記金額正に領収致しました

印 収	紙 入	入 金 明 細	扱 者 印
		現金 23,320	
		小切手	
		手形	

鳥取中央農業協同組合 (JA鳥取中央)
鳥取中央農業協同組合東伯支所
 支所長 **語堂 葵樹**
〒082-0867 鳥取県倉吉市越後町700 TEL 085812313000
 東伯支所 組合員課 TEL 0858-53-1614

※注意 本領収書に組合印のないもの及び金額を訂正したものは無効と致します

領 収 証

No. 002197

語堂正範 様

2020年 4月 16日

金 額	¥	2	3	3	2	0
-----	---	---	---	---	---	---

但し 旬代假経採代(1年)

内 訳	現金	✓
	小切手	

上記金額正に領収致しました

期 限	2020年4月16日
企業年鑑	年版 冊分
送料	
企業年鑑広告料	
寄中見舞広告料	
年賀広告料	

収 入		取扱者
印 紙		

株式会社 **山陰政経研究所**
鳥取市千代才4-18 TEL 085728-4111 FAX 085728-4112

政経レポート **企業年鑑**

13

会派・議員連盟関係政務活動費計上額一覧表

議員名： 語堂 正範

領収書等番号：⑭

会派・議員連盟の名称	政務活動費計上金額	
	計上額	計上方法
会派関係（自由民主党）	12,344	精算書のとおり
北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連盟	4,411	収支決算書のとおり
鳥取県スポーツ振興議員連盟	833	収支決算書のとおり
鳥取・岡山県境議員連盟	1,330	収支決算書のとおり
山陰近畿自動車道整備推進三府県議会議員の会	68	精算書のとおり
鳥取県森林・林業・林産業活性化促進議員連盟	7,925	収支決算書のとおり
中部振興議員連盟	3,591	収支決算書のとおり
自治体立病院を考える議員の会	1,512	収支決算書のとおり
鳥取県議会条例研究議員連盟	245	収支決算書のとおり
政務活動費計上額合計	32,259	

※1) 会派、各議員連盟の政務活動費計上額に係る証拠書類は、会派、各議員連盟の関係書類(収支決算書)を援用します。

※2) 「計上方法」欄は、収支決算書どおりの金額を計上する場合は「収支決算書のとおり」と記載し、旅費調整など一部計上する場合はその内容を記載してください。